

一般財団法人 福岡県建築住宅センター 確認検査手数料表 ①

【階数が2以下かつ延べ面積が500㎡以下の建築物 又は 2,000㎡以下の型式認定をうけた建築物】

【確認申請手数料】

(単位:円)

申請床面積(㎡)	1類(戸建・長屋)	2類(型式戸建・長屋)	3類(型式2類以外)	4類(1~3類以外)
0 ~ 100 以内	20,000	14,000	21,000	30,000
100 超え ~ 200 以内	28,000	20,000	30,000	42,000
200 超え ~ 500 以内	37,000	25,000	39,000	56,000
500 超え ~ 1,000 以内	58,000	55,000		89,000
1,000 超え ~ 2,000 以内	87,000	86,000		133,000
確認申請手数料に加算する手数料				
天空率	6,000×法第56条第7項の規定による特例を適用する区分の数			
構造計算(ルート1又はルート3)	30,000×構造計算を要する構造上の棟数			
構造計算(ルート2)	145,000×構造計算を要する構造上の棟数			
構造適判との整合確認	10,000×構造適判を要する構造上の棟数			
その他	別途見積 ※避難安全検証法、特定天井などの特殊な審査を行う場合			

※電子申請において副本の書面交付を要する場合は上記に手数料表③による手数料を加算する。

【中間検査申請手数料】

(単位:円)

直前の手続きを当機関で実施したもの				
申請床面積(㎡)	1類	2類	3類	4類
0 ~ 100 以内	20,000	-	20,000	25,000
100 超え ~ 200 以内	25,000	-	25,000	31,000
200 超え ~ 500 以内	39,000	-	38,000	50,000
500 超え ~ 1,000 以内	61,000	-	55,000	79,000
1,000 超え ~ 2,000 以内	93,000	-	91,000	118,000
直前の手続きを当機関以外で実施したもの				
申請床面積(㎡)	1類	2類	3類	4類
0 ~ 100 以内	25,000	-	25,000	33,000
100 超え ~ 200 以内	32,000	-	32,000	43,000
200 超え ~ 500 以内	50,000	-	49,000	66,000
500 超え ~ 1,000 以内	79,000	-	68,000	104,000
1,000 超え ~ 2,000 以内	118,000	-	107,000	157,000

※住宅瑕疵担保責任保険又は住宅瑕疵担保責任保険と同等の現場検査を同時に行う場合は、上記より3,000円減額する。

【完了検査申請手数料】

(単位:円)

直前の手続きを当機関で実施したもの									
申請床面積(㎡)	1類		2類		3類		4類		
	中間検査なし	中間検査済	中間検査なし	中間検査済	中間検査なし	中間検査済	中間検査なし	中間検査済	
0 ~ 100 以内	22,000	20,000	16,000	-	20,000	18,000	28,000	26,000	
100 超え ~ 200 以内	26,000	24,000	20,000	-	25,000	23,000	35,000	33,000	
200 超え ~ 500 以内	41,000	39,000	29,000	-	38,000	36,000	54,000	52,000	
500 超え ~ 1,000 以内	65,000	61,000	66,000	-	66,000	64,000	86,000	82,000	
1,000 超え ~ 2,000 以内	98,000	93,000	107,000	-	107,000	105,000	129,000	124,000	
直前の手続きを当機関以外で実施したもの									
申請床面積(㎡)	1類		2類		3類		4類		
0 ~ 100 以内	27,000		19,000		25,000		36,000		
100 超え ~ 200 以内	33,000		25,000		33,000		47,000		
200 超え ~ 500 以内	52,000		36,000		49,000		70,000		
500 超え ~ 1,000 以内	82,000		76,000		76,000		112,000		
1,000 超え ~ 2,000 以内	124,000		129,000		129,000		167,000		

※中間検査済:中間検査合格証の交付を当機関から受けたもの
 ※省エネ基準に関する検査を伴う建築物(省エネ適合性判定を受けた建築物)の場合は上記に手数料表③による手数料を加算する。

※第1類(戸建・長屋):住宅以外の用途を含む建築物は、住宅部分が1/2以上のものであり、かつ住宅以外の部分が法第6条第1項第1号に該当しないものに限る。

※一戸建ての住宅に付属する車庫、倉庫等は、建築物の分類上、一戸建ての住宅とする。

※計画変更 直前の確認または中間検査を当機関で実施したものに限り、変更にかかる部分の床面積の1/2(床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積)

※増築時の手数料の算定は、増築部分の「建築物の分類」に基づき手数料を算定。

※同一棟増築の場合は、確認申請(計画変更確認申請を除く)に限り、増築部分の床面積に既存部分の床面積の1/2を加算して手数料を算定。

※網掛け部分は第5類及び第6類を含まない複数棟申請に適用する。

一般財団法人 福岡県建築住宅センター 確認検査手数料表 ②

【 階数が3以上 又は 延べ面積が500㎡を超え、2,000㎡以下の建築物 】

【確認申請手数料】

(単位:円)

申請床面積(㎡)	5類(戸建・長屋)	6類(5類以外)
0 ~ 100 以内	107,000	118,000
100 超え ~ 200 以内	118,000	129,000
200 超え ~ 500 以内	145,000	150,000
500 超え ~ 1,000 以内	161,000	172,000
1,000 超え ~ 2,000 以内	247,000	273,000
確認申請手数料に加算する手数料		
天空率	12,000×法第56条第7項の規定による特例を適用する区分の数	
構造計算(ルート1又はルート3)	確認申請手数料の20%×(構造計算を要する構造上の棟数-1)	
構造計算(ルート2)	180,000×構造計算を要する構造上の棟数	
構造適判との整合確認	10,000×構造適判を要する構造上の棟数	
その他	別途見積 ※避難安全検証法、特定天井などの特殊な審査を行う場合	

【中間検査申請手数料】

(単位:円)

直前の手続きを当機関で実施したもの		
申請床面積(㎡)	5類	6類
0 ~ 100 以内	49,000	59,000
100 超え ~ 200 以内	65,000	75,000
200 超え ~ 500 以内	81,000	97,000
500 超え ~ 1,000 以内	134,000	145,000
1,000 超え ~ 2,000 以内	172,000	193,000
直前の手続きを当機関以外で実施したもの		
申請床面積(㎡)	5類	6類
0 ~ 100 以内	102,000	118,000
100 超え ~ 200 以内	124,000	140,000
200 超え ~ 500 以内	154,000	172,000
500 超え ~ 1,000 以内	214,000	231,000
1,000 超え ~ 2,000 以内	295,000	330,000

※住宅瑕疵担保責任保険又は住宅瑕疵担保責任保険と同等の現場検査を同時に行う場合は、上記より3,000円減額する。

【完了検査申請手数料】

(単位:円)

直前の手続きを当機関で実施したもの		
申請床面積(㎡)	5類	6類
0 ~ 100 以内	54,000	65,000
100 超え ~ 200 以内	75,000	86,000
200 超え ~ 500 以内	97,000	107,000
500 超え ~ 1,000 以内	150,000	161,000
1,000 超え ~ 2,000 以内	193,000	214,000
直前の手続きを当機関以外で実施したもの		
申請床面積(㎡)	5類	6類
0 ~ 100 以内	107,000	124,000
100 超え ~ 200 以内	134,000	150,000
200 超え ~ 500 以内	170,000	182,000
500 超え ~ 1,000 以内	231,000	247,000
1,000 超え ~ 2,000 以内	316,000	351,000

※省エネ基準に関する検査を伴う建築物(省エネ適合性判定を受けた建築物)の場合は上記に手数料表③による手数料を加算する。

※第5類(戸建・長屋):住宅以外の用途を含む建築物は、住宅部分が1/2以上であり、かつ住宅以外の部分の床面積が500㎡を超えないものに限る。

※一戸建ての住宅に付属する車庫、倉庫等は、建築物の分類上、一戸建ての住宅とする。

※計画変更 直前の確認または中間検査を当機関で実施したものに限り、変更にかかる部分の床面積の1/2(床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積)

※増築時の手数料の算定は、増築部分の「建築物の分類」に基づき手数料を算定。

※同一棟増築の場合は、確認申請(計画変更確認申請を除く)に限り、増築部分の床面積に既存部分の床面積の1/2を加算して手数料を算定。

一般財団法人 福岡県建築住宅センター 確認検査手数料表 ③

【確認申請手数料に加算する手数料】

(単位:円)

電子申請において副本の書面交付を要する場合						
申請の内容	1類	2類	3類	4類	5類	6類
法第6条第1項第1号～第3号建築物を含む申請	8,000					
法第6条第1項第4号建築物のみの申請	5,000					
(上記に加え)構造計算書1棟分につき	10,000					

【完了検査手数料に加算する手数料】

(単位:円)

省エネ基準に関する検査を伴う建築物 (省エネ適合性判定を受けた建築物)						
検査内容	1類	2類	3類	4類	5類	6類
省エネ基準 (省エネ適合性判定を当機関で実施したもの)	完了検査手数料の 20% × 省エネ適合性判定を受けた建築物の数					
省エネ基準 (省エネ適合性判定を当機関以外で実施したもの)	完了検査手数料の 40% × 省エネ適合性判定を受けた建築物の数					
省エネ基準に関する軽微な変更 (ルートB)	完了検査手数料の 30% × 軽微な変更届(ルートB)の提出を要する建築物の数					

一般財団法人 福岡県建築住宅センター 確認検査手数料表 ④

【 工作物 又は 昇降機 】

【工作物】

(単位:円)

申請種別		確認	計画変更	完了	
				直前の確認を 当機関で実施したもの	直前の確認を 当機関以外で実施したもの
高さ	4m以内	22,000	11,000	22,000	28,000
	4m超	45,000	23,000	43,000	56,000

※電子申請における副本の書面交付は1件あたり5,000円加算する。

【昇降機】

(単位:円)

申請種別		確認	計画変更	完了	
				直前の確認を 当機関で実施したもの	直前の確認を 当機関以外で実施したもの
エレベーター エスカレーター		22,000	11,000	27,000	34,000
小荷物専用昇降機		10,000	7,000	17,000	23,000

※電子申請における副本の書面交付は1基あたり8,000円加算する。